



目次

第81期定時株主総会招集ご通知添付書類

● 事業報告	1	● 会計監査人の監査報告書謄本	37
● 連結貸借対照表	32	● 監査役会の監査報告書謄本	38
● 連結損益計算書	33	● トピックス	41
● 貸借対照表	34	● 株主メモ	
● 損益計算書	35		
● 連結計算書類に係る 会計監査人の監査報告書謄本	36		

第81期報告書

平成 27 年 4 月 1 日

平成 28 年 3 月 31 日

世界の街に、安全・安心・快適を。



株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、心より厚く御礼申し上げます。

当社第81期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）の報告書をお届けするにあたり、ご挨拶申し上げます。

第一次3ヵ年計画の最終年度である当期の当社グループの業績は国内事業が予想を上回り、順調にグループ業績を牽引した結果、連結業績は2年連続で売上、利益共に過去最高を更新することができました。このような状況を鑑み、期末配当は普通配当を10円とし、4月27日に公表いたしました創立60周年の記念配当3円と合せて、1株あたり13円とさせていただきたく、第81期定時株主総会にご提案申し上げます。これにより中間配当金と合わせた年間の配当金は前年度より7円増の1株あたり23円となります。

第二次3ヵ年計画のスタートとなる本年度は、長期経営ビジョン「三和グローバルビジョン2020」の実現に繋げる重要な年度として位置付けており、グローバル・メジャーへの飛躍に向け、グループ全社一丸となって更なる業績向上に取り組んでまいります。また、グローバル・メジャーに相応しい社会から信頼される企業体質を構築するために、コンプライアンスを徹底し、コーポレート・ガバナンスを強化してまいります。

今後とも株主の皆様のご期待に沿えるよう企業価値向上に努めてまいりますので、一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。



代表取締役会長 CEO 高山 俊隆

平成28年6月

1. 当社グループの現況に関する事項

(連結業績)

(1) 事業の経過およびその成果

◆ 連結業績ハイライト

- ・ 2年連続で売上、利益共に過去最高を更新。
- ・ 三和グローバルビジョン2020の第一次3ヵ年計画(2013-2015)が概ね順調に終了。

売上高	3,656億円 (前期比7.8%増)
営業利益	268億円 (前期比2.0%増)
経常利益	261億円 (前期比0.7%増)
親会社株主に帰属する 当期純利益	146億円 (前期比13.7%増)

当期における我が国経済は、新興国の景気減速や株価動向など懸念材料があるものの、企業収益は改善傾向が続き、住宅着工戸数、設備投資も前年比で増加し、緩やかながら回復基調となりました。海外(1月~12月)においては、米国経済は、年初は悪天候の影響等により伸び悩んだものの、雇用・所得環境の改善から個人消費は堅調さを維持し、住宅投資も前年比で増加する等、緩やかながら拡大基調となりました。欧州経済は、雇用の底入れ、個人消費の改善、国毎にはばらつきが大きいものの住宅投資にも回復の動きが見られた一方、輸出の先行きの不透明さから設備投資環境は依然として低調に推移しました。

当社グループを取り巻く環境は、日本の住宅着工は増加し、非住宅着工は減少となりました。米国は、住宅着工と中古住宅販売は増加し、非住宅着工は減少となりました。欧州の主力市場であるドイツでは、住宅完工は増加しましたが、非住宅建物投資は減少し、厳しい状況となりました。

このような環境下、当社グループは、長期経営ビジョン「三和グローバルビジョン2020」第一次3ヵ年計画の最終年度を迎え、成長基盤の更なる強化に向け、国内においては、受注拡大やグループ各社の連携による多品種化の完全定着を進める等、今後の成長に向けた基盤整備に引続き注力しました。米国では、ドア事業等のコア事業の強化や新製品拡充によるシェア拡大および品質改善に努めました。欧州では、生産性の向上に注力すると共に前年度買収したアルファ社とのシナジー効果創出に努めるなど基盤強化を行いました。

これらの結果、国内グループ会社については、中核事業会社の三和シャッター工業を中心とした国内グループ会社の多品種化の取組みが奏功し増収となりました。利益面では、数量効果と販売価格で増益となりました。また、海外においては、米国グループ会社は主力工場の生産に一部混乱が生じたことで、現地通貨ベースで減収となりましたが、為替の影響で円ベースでは増収を確保することができました。利益面では現地通貨ベースでは大きく減益となったものの為替の影響で円ベースでは微増益となりました。欧州グループ会社はアルファ社連結効果等により、増収増益となりました。

以上の結果、連結業績は、2年連続で売上、利益共に過去最高を更新し、当期の売上高は、前期に比べ7.8%増の3,656億1千5百万円となりました。利益面では、営業利益は、前期に比べ2.0%増の268億7千万円、経常利益は、前期に比べ0.7%増の261億6千1百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は、前期に比べ13.7%増の146億2千7百万円となりました。

次に当社グループの地域別営業の状況をご報告いたします。

地域別営業の状況

地 域	売 上 高		営 業 (セグメント) 利 益	
	金 額	前 期 比	金 額	前 期 比
	百万円	%	百万円	%
日 本	(55.3) 202,191	106.3	22,692	105.9
北 米	(30.0) 110,035	111.7	5,804	100.3
欧 州	(14.5) 53,281	106.7	1,570	111.1
調 整 額	(0.0) 107	24.7	△3,196	—
合 計	(100.0) 365,615	107.8	26,870	102.0

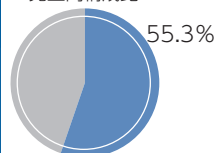
(注) 1. () 内は構成比

2. 「調整額」は、各地域に含まれない売上高や全社費用など、地域別セグメントに属さない数値です。

日本

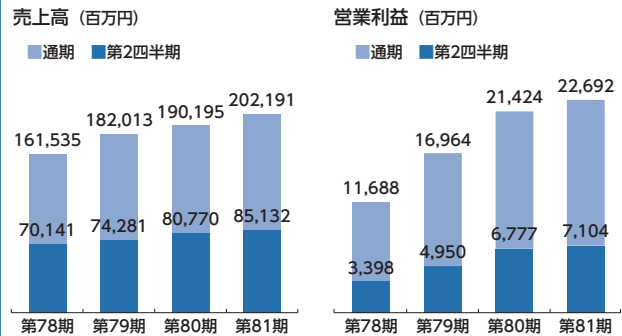
売上高 202,191百万円 (前期比 6.3%増)
 営業利益 22,692百万円 (前期比 5.9%増)

売上高構成比



軽量シャッターは住宅市場回復等で増収、重量シャッターは工場および物流施設等が堅調で増収、メンテナンス・サービスは法人営業強化により増収となりました。また、間仕切、エクステリア、フロント等が大幅増収になるなど多品種化が伸長し、売上高は前期に比べ6.3%増の2,021億9千1百万円となりました。

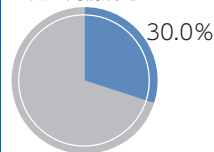
営業利益は、事業拡大のための支出や人件費等が増加しましたが、数量効果および販売価格の改善でコストアップを吸収したことにより、前期に比べ5.9%増の226億9千2百万円となりました。



北米

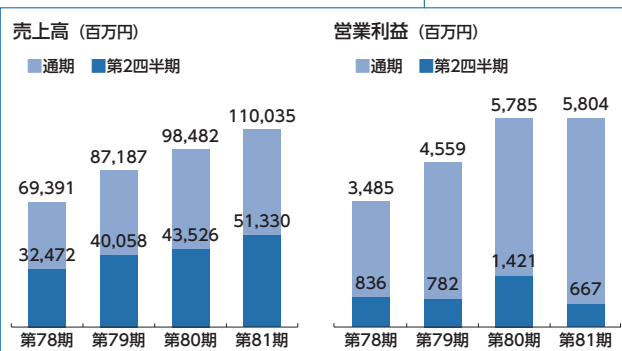
売上高 110,035百万円 (前期比 11.7%増)
 営業利益 5,804百万円 (前期比 0.3%増)

売上高構成比



ドア事業は、需要繁忙期に主力工場の生産に一部混乱が生じたことにより出荷が伸びず減収、開閉機事業および車両ドア事業とも前年の特需剥落で減収となるなど、現地通貨ベースで減収となりました。しかしながら、為替の影響により円ベースでは、売上高は前期に比べ11.7%増（現地通貨ベースでは1.7%減）の1,100億3千5百万円となりました。

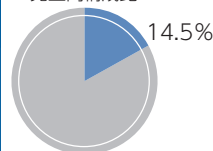
営業利益は、コスト削減に注力したものの、数量減少とドア事業での生産混乱によるコスト増加およびカナダドル安の影響で前期に比べ0.3%増（現地通貨ベースでは11.7%減）の58億4百万円となりました。



欧州

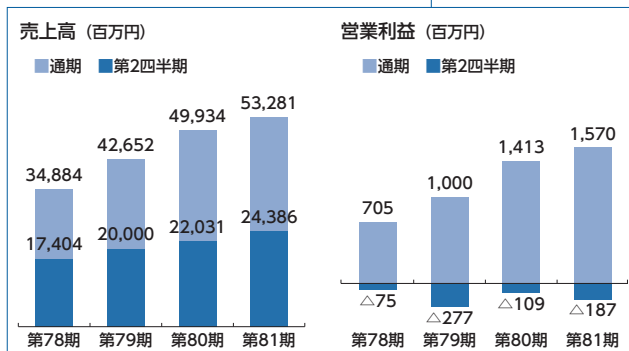
売上高 53,281百万円 (前期比 6.7%増)
 営業利益 1,570百万円 (前期比 11.1%増)

売上高構成比



非住宅市場の低迷やヒンジドア事業の工場出荷遅れ等に伴い既存事業では減収となりましたが、前年度買収したアルファ社の業績が寄与し増収となり、売上高は前期に比べ6.7%増（現地通貨ベースでは12.0%増）の532億8千1百万円となりました。

営業利益は、増収効果と固定費削減に注力し、前期に比べ11.1%増（現地通貨ベースでは16.6%増）の15億7千万円となりました。

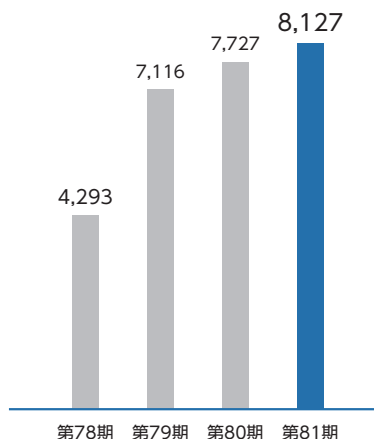


(注) 地域別セグメントに属さない数値は除いているため、各地域の売上高、営業利益の合計値は、連結売上高、連結営業利益とは一致しません。

(2) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

設備投資額の推移 (単位：百万円)



(3) 設備投資の状況

当社グループにおいて、当期中に実施いたしました設備投資の総額は、81億2千7百万円であります。その主な内容は、国内グループ会社での生産設備導入により28億3千7百万円、海外グループ会社で35億1千3百万円（米国：21億5千万円、欧州：13億6千3百万円）、および情報技術関連の投資17億7千6百万円（国内：5億1百万円、米国：9億1百万円、欧州：3億7千3百万円）であります。

(4) 財産および損益の状況の推移

当社グループの財産および損益の状況の推移は、次のとおりであります。

当社グループの財産および損益の状況の推移

区 分	第78期 平成25年3月期	第79期 平成26年3月期	第80期 平成27年3月期	第81期(当期) 平成28年3月期
売上高(百万円)	265,913	311,957	339,045	365,615
営業利益(百万円)	14,174	20,649	26,334	26,870
経常利益(百万円)	13,988	20,316	25,975	26,161
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	7,181	10,161	12,857	14,627
1株当たり当期純利益(円)	29.92	42.37	54.09	63.06
総資産(百万円)	241,771	281,917	323,327	310,269
純資産(百万円)	97,134	113,956	126,748	130,334
1株当たり純資産(円)	404.57	474.62	541.49	565.63

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式の総数により、また、1株当たり純資産は期末発行済株式の総数により算出しております。なお、発行済株式の総数については自己株式を除いております。

(5) 対処すべき課題

【会社の基本方針】

当社グループは、「安全、安心、快適を提供することにより社会に貢献する」ことを使命と定め、この使命を具現化した商品とサービスをお客様に提供することにより、当社企業価値および株主共同の利益の確保・向上に取り組んでまいります。

【長期経営ビジョン（三和グローバルビジョン2020）】

「動く建材」のグローバル・メジャーとして、世界中のお客様に安全・安心・快適な商品とサービスを提供する。

当社グループは、「三和2010ビジョン」（2001年～2012年）の基本構想である「企業価値創造のグローバルグループ経営」を継承し、グローバル経営を初期段階から新たな飛躍の段階へと進化させるため、長期経営ビジョン「三和グローバルビジョン2020」を策定し、2013年度よりスタートいたしました。

目指す姿

1. 日・米・欧において、各地の市場特性に応じた発展により、トップブランドの地位を不動のものとする。
2. 各地域でお客様が満足する最大の付加価値を提供するため、サービス分野の強化を中心にビジネスモデルを拡大する。
3. アジアを中心とした新興国におけるシャッター・ドア事業を、グループの事業の一つの柱とし、トップブランドに育成する。
4. 各地に展開する強みを結集し、グローバル市場における全体最適を推進する。

【中期経営計画（第二次3ヵ年計画 2016年～2018年）】

「三和グローバルビジョン2020」の実現に向けて、グローバル・メジャーとしての競争力を強化する3ヵ年として以下の重点方針と経営目標を掲げ『第二次3ヵ年計画』（2016年～2018年）をスタートさせました。

《重点方針》

1. 日・米・欧における競争力の強化とトップブランドの確立

国内グループ会社：既存事業の強化、多品種化による更なる成長、連携による事業強化・拡大、点検法制化対応

米国グループ会社：基幹事業の強化および成長、川下事業戦略、海外事業拡大

欧州グループ会社：グループ経営の推進、耐火ドアの全欧州への拡販、産業用ドア事業の拡大、セクショナルガレージドアのシェア拡大

2. サービス分野の強化とビジネスモデル拡大

国内事業：サービス事業の強化、修理・メンテナンス体制の強化（工事力強化と法制化対応）、支店・各ブロックにおける営業体制のための各種インフラ整備

米州事業：カナダの販売会社と米国のドア施工直販部門を統合して施工・サービス部門を新たに設置、自動ドア事業での収益改善とM&Aによる業容拡大

欧州事業：欧州全域でのサービス機能の再構築、プロユーザー向けのWebを活用したスペアパーツの欧州全域での拡販

3. アジア事業の事業基盤の強化

- ① 各重点マーケットでトップシェアを目指す
- ② ローカル化の更なる推進
- ③ グループ会社間のシナジー連携強化
- ④ アジア域内の横断的な商機拡大

4. グローバル展開による競争力の発揮

- ① グループ調達活動の拡大
- ② グローバル営業ネットワーク
- ③ グローバルベースの商品開発・展開

5. 社会から信頼される企業体質の維持強化

- ① コーポレートガバナンス強化
- ② コンプライアンス、品質・安全の徹底

《経営目標》

	2015年度実績	2018年度目標
売上高	3,656億円	4,100億円
営業利益	268億円	370億円
営業利益率	7.3%	9.0%
ROE	11.4%	15.0%
自己資本比率	41.7%	42.0%

(注) 目標の数値および比率は、入手可能な情報に基づいて算出しておりますので、実際の業績等は、環境や業況の変化により異なる可能性があります。

当社グループは、第二次3ヵ年計画に全力で取り組むことで、企業価値を更に向上させ、株主を始めとしたステークホルダーの皆様の皆様のご期待に応えてまいりたいと考えております。

株主の皆様におかれましては、当社の経営方針ならびに諸施策をご理解いただき、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

「第二次3ヵ年計画」の詳細につきましては、弊社HPの“ニュースリリース”に掲載しております「第81期2016年3月期決算および三和グローバルビジョン2020 第二次3ヵ年計画(2016-2018)説明資料」【掲載日：2016年5月13日】をご参照ください。

(6) 主要な事業内容

当社は、当社グループの事業会社の株式を保有することにより事業活動を支配、管理する持株会社です。

当社グループの事業会社の主要な事業内容は、次のとおりであります。

セグメント	主 要 製 品 等
日 本	シャッター製品、シャッター関連製品、ビル用ドア製品、間仕切製品、ステンレス製品、フロント製品、窓製品、住宅用ドア製品、エクステリア製品、住宅用ガレージドア製品、メンテナンス・サービス事業
北 米	シャッター製品、シャッター関連製品、住宅用ガレージドア製品、車両用ドア製品、メンテナンス・サービス事業
欧 州	シャッター製品、シャッター関連製品、ドア製品、住宅用ガレージドア製品、メンテナンス・サービス事業

(7) 重要な子会社および企業結合等の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	当社の出資比率	主要な事業の内容
三和シャッター工業株式会社	東京都	500百万円	100%	シャッター、ドアの製造・販売
昭和フロント株式会社	東京都	200百万円	100%	ストアフロントの販売
沖縄三和シャッター株式会社	沖縄県	100百万円	100%	シャッター、ドアの製造・販売
三和タジマ株式会社	東京都	100百万円	100%	建築用ステンレス製品の製造・販売
三和エクステリア新潟工場株式会社	新潟県	10百万円	100%	エクステリア製品の製造
ベニックス株式会社	埼玉県	10百万円	100%	間仕切製品の製造
S a n w a U S A I n c .	アメリカ	510米ドル	100%	持株会社
Overhead Door Corporation	アメリカ	275百万米ドル	※100%	ガレージドア、シャッターの製造・販売
Creative Door Services Ltd.	カナダ	24百万カナダドル	※100%	ガレージドア、シャッターの販売
Novoferm Europe Ltd.	イギリス	2千ユーロ	100%	持株会社、シャッター、ドアの販売
Novoferm Germany GmbH	ドイツ	25千ユーロ	※100%	持株会社
N o v o f e r m G m b H	ドイツ	12,782千ユーロ	※100%	シャッター、ドアの製造・販売
Novoferm France S.A.S.	フランス	11,337千ユーロ	※100%	シャッターの製造・販売
Novoferm Nederland B.V.	オランダ	27千ユーロ	※100%	産業用ドア、シャッターの製造・販売
Alpha Deuren International B.V.	オランダ	132千ユーロ	※100%	産業用ドア、シャッターの製造
Novoferm Schievano S.r.l.	イタリア	98千ユーロ	※100%	防火ドアの製造・販売

- (注) 1. ※は、子会社による出資を含むものであります。
2. 連結子会社は、上記重要な子会社16社を含む41社であります。

② 重要な業務提携の状況

会社名	提携先	提携の内容
三和シャッター工業株式会社	ホーチキ株式会社	防犯・防災システムの共同開発・営業展開
三和シャッター工業株式会社	株式会社 L I X I L	スチール製商品のOEM供給

(8) 主要な事業所および工場

会社名	事業所および工場
三和ホールディングス株式会社	本社：東京都
三和シャッター工業株式会社	本社：東京都 事業部：北海道、福岡県 営業部：宮城県、栃木県、埼玉県、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、広島県 支店：東京都、愛知県、大阪府 工場：北海道、栃木県、群馬県、静岡県、岐阜県、広島県、福岡県
昭和フロント株式会社	本社：東京都 支店：埼玉県、東京都、愛知県、大阪府、福岡県
沖縄三和シャッター株式会社	本社：沖縄県 工場：沖縄県
三和タジマ株式会社	本社：東京都 支店：東京都、愛知県、大阪府 工場：埼玉県、愛知県
三和エクステリア新潟工場株式会社	本社：新潟県 工場：新潟県
ベニックス株式会社	本社：埼玉県 工場：埼玉県
S a n w a U S A I n c .	アメリカ
Overhead Door Corporation	アメリカ、カナダ、メキシコ
Creative Door Services Ltd.	カナダ
Novoferm Europe Ltd.	イギリス
Novoferm Germany GmbH	ドイツ
N o v o f e r m G m b H	ドイツ
Novoferm France S.A.S.	フランス
Novoferm Nederland B.V.	オランダ
Alpha Deuren International B.V.	オランダ
Novoferm Schievano S.r.l.	イタリア

(9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減
8,790 (1,141) 名	244 (増) 名

- (注) 1. 従業員数は、就業人員数を記載しております。
 2. 従業員数欄の()は、外数で臨時従業員の年間平均雇用人員を記載しております。
 3. 臨時従業員には、パートタイマーおよび嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。
 4. 前期末比増減は、臨時従業員を除いております。

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	27,530 百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	7,787
株式会社みずほ銀行	4,719
三井住友信託銀行株式会社	2,500
日本生命保険相互会社	1,930

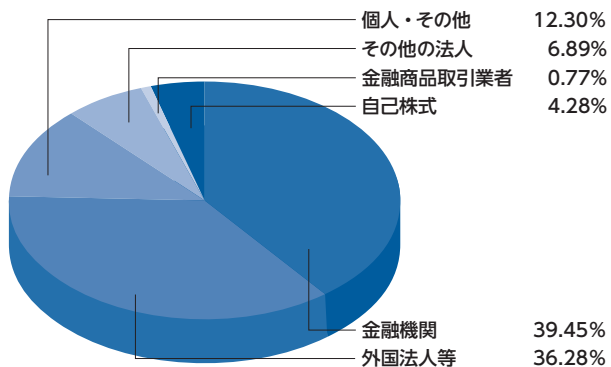
(11) その他当社グループに関する重要な事項

該当事項はありません。

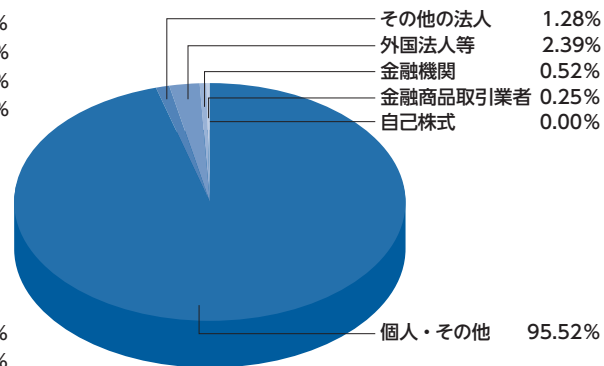
2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数	550,000,000株
(2) 発行済株式の総数	239,000,000株
(3) 株主数	11,407名
(4) 所有者別株式分布状況	

① 株式数比率



② 株主数比率



(5) 大株主（上位10名）

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	持 株 比 率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	千株 12,493	% 5.46
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	12,371	5.40
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	11,299	4.93
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	8,100	3.54
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	6,815	2.97
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	6,420	2.80
THE BANK OF NEW YORK, NON-TREATY JASDEC ACCOUNT	5,906	2.58
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	5,610	2.45
日 新 製 鋼 株 式 会 社	4,968	2.17
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	4,637	2.02

- (注) 1. 当社は、自己株式10,247,951株を保有しておりますが、上記の大株主からは除いております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

- ① 当社は、平成27年10月30日開催の取締役会において、株主還元のため、自己株式の取得を決議し、市場取引により自己株式を次のとおり取得いたしました。

取得自己株式数	4,918,100株
取得価額の総額	4,999,959,500円
取得日	平成27年11月2日～平成27年12月11日

- ② 平成28年1月29日の取締役会決議により消却した自己株式
- | | |
|---------------|-----------------|
| 消却した株式の種類および数 | 普通株式 4,920,497株 |
| 消却した日 | 平成28年2月19日 |

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

名称	区分	新株予約権の目的となる株式の種類と数	払込金額	行使価額	行使期間	個数	保有者数	行使条件
2008年度新株予約権 ※平成20年6月26日 発行決議	取締役 (注1)	普通株式 76,000株	1株につき 301円	1株につき 1円	平成20年7月16日 ～ 平成50年7月15日	76個	3名	別記
2009年度新株予約権 ※平成21年6月30日 発行決議	取締役 (注1)	普通株式 82,000株	1株につき 263円	1株につき 1円	平成21年7月16日 ～ 平成51年7月15日	82個	3名	別記
2010年度新株予約権 ※平成22年6月30日 発行決議	取締役 (注1)	普通株式 99,000株	1株につき 250円	1株につき 1円	平成22年7月16日 ～ 平成52年7月15日	99個	3名	別記
2011年度新株予約権 ※平成23年6月29日 発行決議	取締役 (注1)	普通株式 102,000株	1株につき 243円	1株につき 1円	平成23年7月15日 ～ 平成53年7月14日	102個	3名	別記
2012年度新株予約権 ※平成24年6月28日 発行決議	取締役 (注1)	普通株式 156,000株	1株につき 252円	1株につき 1円	平成24年7月14日 ～ 平成54年7月13日	156個	6名	別記
2013年度新株予約権 ※平成25年6月26日 発行決議	取締役 (注1)	普通株式 86,000株	1株につき 515円	1株につき 1円	平成25年7月13日 ～ 平成55年7月12日	86個	6名	別記
2014年度新株予約権 ※平成26年6月26日 発行決議	取締役 (注1)	普通株式 82,000株	1株につき 625円	1株につき 1円	平成26年7月15日 ～ 平成56年7月14日	82個	8名	別記
2015年度新株予約権 ※平成27年6月26日 発行決議	取締役 (注1)	普通株式 54,500株	1株につき 921円	1株につき 1円	平成27年7月14日 ～ 平成57年7月13日	545個 (注2)	8名	別記

- (注) 1. 社外取締役には新株予約権を付与していません。
2. 2015年度新株予約権の個数は、平成26年10月1日付で単元株式数を1,000株から100株に変更したことにより増加しております。

(別記) 新株予約権の行使条件

- i 新株予約権者は、当社の取締役を退任した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
- ii 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人は、以下に従い、新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者が、当社所定の書面により、当社に対し、法定相続人による権利行使を希望しない旨を申し出た場合はこの限りではない。
新株予約権者の法定相続人は、その全員が共同して、代表相続人（以下「権利承継者」という。）を選任し、当社所定の手続きを行い、新株予約権を相続したうえで新株予約権を行使することができる。ただし、権利承継者が新株予約権を行使できる期間は、新株予約権者が死亡した日の翌日から3ヶ月を経過する日までの間に限るものとする。
- iii 新株予約権者およびその権利承継者は、新株予約権に担保権の設定および質入れ等一切の処分を行うことはできない。
- iv その他の権利行使条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に交付した新株予約権等の状況
該当する事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当する事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（平成28年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 会 長	たか やま とし たか 高 山 俊 隆	(重要な兼職の状況) 三和シャッター工業株式会社 代表取締役会長 Sanwa USA Inc. 取締役 Overhead Door Corporation 取締役 Novoferm Europe Ltd. 取締役
代 表 取 締 役 社 長	みなみ もと たもつ 南 本 保	(重要な兼職の状況) Sanwa USA Inc. 取締役 Overhead Door Corporation 取締役 Novoferm Europe Ltd. 取締役
取 締 役	きの した かず ひこ 木 下 和 彦	国内事業部門担当 (重要な兼職の状況) 三和シャッター工業株式会社 取締役副会長
取 締 役	たか やま やす し 高 山 靖 司	経営企画部門担当 (重要な兼職の状況) 三和シャッター工業株式会社 取締役 Sanwa USA Inc. 取締役 Overhead Door Corporation 取締役 Novoferm Europe Ltd. 取締役
取 締 役	たに もと わだ み 谷 本 洋 実	事業改革推進部門担当
取 締 役	うえ えだ いち ろう 上 枝 一 郎	アジア事業部門担当
取 締 役	ふく だ まさ ひろ 福 田 真 博	米州事業部門担当 (重要な兼職の状況) Sanwa USA Inc. 取締役 Overhead Door Corporation 取締役
取 締 役	ふじ さわ ひろ あつ 藤 沢 裕 厚	欧州事業部門担当 (重要な兼職の状況) Novoferm Europe Ltd. 取締役

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取締役	やすだ まこと 安 田 信	(重要な兼職の状況) 株式会社安田信事務所 代表取締役 セコム株式会社 社外監査役
常勤監査役	ざい ま てい こう 在 間 貞 行	(重要な兼職の状況) 三和シャッター工業株式会社 監査役 昭和フロント株式会社 監査役
常勤監査役	よね ざわ つね かつ 米 澤 常 克	
監査役	た なべ かつ ひこ 田 辺 克 彦	(重要な兼職の状況) 田辺総合法律事務所 代表パートナー アズビル株式会社 社外取締役 株式会社JSP 社外監査役
監査役	ひき た まもる 足 田 守	(重要な兼職の状況) 三和シャッター工業株式会社 監査役 三和タジマ株式会社 監査役 田島メタルワーク株式会社 監査役 沖縄三和シャッター株式会社 監査役

- (注) 1. 取締役木下和彦氏は、平成28年4月1日付で、三和シャッター工業株式会社代表取締役副会長に就任しております。
2. 取締役高山靖司氏は、平成28年4月1日付で副社長に就任し、社長補佐および経営企画部門担当を兼務しております。
3. 取締役谷本洋美氏は、平成28年4月1日付で事業改革推進部門担当を解かれております。
4. 取締役上枝一郎氏は、平成28年4月1日付でアジア事業部門担当を解かれております。
5. 取締役福田真博氏は、平成28年4月1日付で米州事業部門担当を解かれております。
6. 取締役藤沢裕厚氏は、平成28年4月1日付で欧州事業部門担当を解かれております。
7. 取締役安田信氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、当社は株式会社東京証券取引所に対して、同氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
8. 監査役在間貞行氏は、長年にわたる経理管理業務の経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
9. 監査役米澤常克氏および田辺克彦氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、当社は株式会社東京証券取引所に対して、両氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。

(2) 取締役および監査役の異動

① 就任

平成27年6月26日開催の第80期定時株主総会において、在間貞行氏、米澤常克氏、足田守氏が監査役に新たに選任され就任いたしました。

② 退任

平成27年6月26日開催の第80期定時株主総会終結の時をもって、監査役森元淳平氏が辞任により退任され、中屋俊明氏、市岡次郎氏は任期満了により退任いたしました。

(3) 執行役員の氏名等

平成28年4月1日現在の執行役員は次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
C E O	高 山 俊 隆	
C O O	南 本 保	
執 行 役 員 副 社 長	木 下 和 彦	国内事業部門担当
執 行 役 員 副 社 長	高 山 靖 司	社長補佐 兼 経営企画部門担当
常 務 執 行 役 員	藤 沢 裕 厚	欧米事業部門担当
常 務 執 行 役 員	谷 本 洋 実	グローバル戦略部門担当
常 務 執 行 役 員	福 田 真 博	経営企画部門補佐 兼 CSR推進部長
常 務 執 行 役 員	佐 塚 達 人	総務部長
常 務 執 行 役 員	安 井 英 峰	アジア事業部長
執 行 役 員	保 泉 武 伸	欧州事業部長
執 行 役 員	橋 本 隆 文	グローバル戦略部門補佐
執 行 役 員	矢 野 一 成	安和金属工業股份有限公司 総経理
執 行 役 員	道 場 敏 明	米州事業部長

(4) 取締役および監査役の報酬等

① 役員報酬等の額の決定に関する方針

1. 役員報酬等の額の決定に関する方針の決定方法
取締役報酬等の決定方針については取締役会の決議により、監査役報酬等の決定方針については監査役の協議により決定する。
2. 役員報酬等の額の決定に関する方針の内容
 - i. 役員報酬等の基本的考え方
当社の役員報酬等については、企業業績と企業価値の持続的な向上に資することを基本とし、優秀な人材の確保・維持が可能となり、当社役員に求められる役割と責任に見合った報酬水準および報酬体系となるよう設計する。
 - ii. 役員報酬等の内容
 - a. 取締役報酬
基本報酬、業績連動変動報酬、株式報酬型ストックオプションで構成する。ただし、社外取締役、非常勤取締役については、基本報酬のみで構成する。また、基本報酬、業績連動変動報酬の総額は株主総会が決定した報酬総額の限度内とし、株式報酬型ストックオプションの総額は株主総会が決定した株式報酬型ストックオプション総額の限度内とする。
 - b. 監査役報酬
基本報酬のみで構成する。また、基本報酬の総額は株主総会が決定した報酬総額の限度内とする。
 - c. 基本報酬
基本報酬の水準は外部専門機関の調査による他社水準を参考として設定し、各取締役の報酬については、連結業績、役位を勘案して取締役会にて決定し、各監査役の報酬については、監査役の協議により決定する。
 - d. 業績連動変動報酬
業績連動変動報酬総額は、当社の連結業績に応じて、各取締役の報酬は役位、担当部門の業績を勘案して、取締役会にて決定する。
 - e. 株式報酬型ストックオプション
株式報酬型ストックオプションは、取締役が、株価上昇によるメリットだけでなく、株価下落によるリスクも株主と共有することにより、当社の企業価値増大に向けた意欲を一層高めることを目的として付与するもので、各取締役の割当数は、役位を勘案して、取締役会にて決定する。

② 取締役および監査役の報酬等の額

役員	支給人員	基本報酬	業績連動変動報酬	株式報酬型 ストックオプション	報酬等の総額
取締役 (うち社外取締役)	9名 (1名)	372百万円 (10百万円)	171百万円 (一)	50百万円 (一)	594百万円 (10百万円)
監査役 (うち社外監査役)	6名 (3名)	76百万円 (36百万円)	— (一)	— (一)	76百万円 (36百万円)
合計	15名	448百万円	171百万円	50百万円	670百万円

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 株式報酬型ストックオプションは、株式報酬型ストックオプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度の費用計上額であります。
 3. 取締役の報酬限度額は年額630百万円以内（平成26年6月26日開催の第79期定時株主総会決議）であります。
 4. 上記3.とは別枠として、取締役（社外取締役を除く）の株式報酬型ストックオプションの報酬限度額は、年額60百万円以内（平成20年6月24日開催の第73期定時株主総会決議）であります。
 5. 監査役の報酬限度額は年額108百万円以内（平成20年6月24日開催の第73期定時株主総会決議）であります。

(5) 社外役員に関する事項

① 取締役 安田 信氏

- 当事業年度における主な活動状況
 当事業年度に開催した取締役会12回（100%）全てに出席し、主に経験豊富な企業経営者としての観点から発言を行っております。
- 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係
 株式会社安田信事務所、セコム株式会社と当社との間には特別の関係はありません。

② 監査役 田辺 克彦氏

- 当事業年度における主な活動状況
 当事業年度に開催した取締役会12回のうち10回（83%）、監査役会12回のうち10回（83%）に出席し、弁護士として専門的見地から発言を行っております。
- 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係
 田辺総合法律事務所の田辺信彦弁護士（田辺克彦氏の兄弟に当たります。）と当社とは、法律顧問契約を締結しております。
 アズビル株式会社、株式会社JSPと当社との間には特別の関係はありません。

③ 監査役 米澤 常克氏

- 当事業年度における主な活動状況
 監査役就任後（平成27年6月26日）の当事業年度に開催した取締役会9回（100%）、監査役会8回（100%）全てに出席し、経験豊富な企業経営者としての観点から発言を行っております。

④ 監査役 森 元 淳 平 氏

1. 当事業年度における主な活動状況

平成27年6月26日に監査役を退任されるまで、当事業年度に開催した取締役会3回のうち1回（33％）出席、監査役会4回のうち1回（25％）出席し、経験豊富な経営者としての観点から発言を行っております。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および各社外監査役との間で、会社法第427条第1項および当社定款第27条、第35条の規定に基づき、同法第423条第1項の責任につき、法令に定める額を限度とする契約を締結しております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

協立監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

区 分	支 払 額
① 当社が支払うべき報酬等の額	11百万円
② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	45百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できませんので、上記①の金額にはそれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、Sanwa USA Inc.、Novoferm Europe Ltd.、Novoferm GmbH等9社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国における当該資格に相当する資格を有するもの）の監査を受けております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人に対する監査報酬について、当社と会計監査人で協議のうえ作成した監査計画、監査に要する時間および監査内容等を総合的に勘案して同意をしております。

(4) 非監査業務の内容

会計監査人に対して、当社は公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である「買収関連監査業務」を委託し対価を支払っております。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会社法第340条第1項に定める解任事由に該当したと判断した場合および会計監査人の適格性、独立性を害する等の事由の発生により、職務を適切に遂行することが困難であると認めた場合には、当該会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し取締役会に通知し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項および当該体制の運用状況

当社は、平成27年4月24日開催の取締役会において内部統制システム構築の基本方針を一部改正いたしました。

改正後の内容は以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役は、当社グループの全員が共有すべき精神・価値観を表す「使命」、「経営理念」、「行動指針」を具体化した「コンプライアンス行動規範」を遵守し、当社の執行役員および従業員、並びにグループ各社の役職員に対し模範となるべく行動する。代表取締役は、コンプライアンス体制の総括責任者としてCSR（Corporate Social Responsibility）部門を担当する取締役を任命し、当該担当取締役は当社およびグループ各社におけるコンプライアンス体制の推進および問題点の改善に努める。

また、代表取締役は「コンプライアンス行動規範」に反社会的な圧力には毅然とした態度で臨むことを定め、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、不正不当な要求に応じず断固たる対応を貫き、一切の関係を遮断する。

事案については、総務部を対応部署として定めるとともに、これらの勢力・団体からの介入を防止するため警察当局、特殊暴力防止対策協議会、弁護士等との緊密な連携を確保する。

運用状況

当社は、コンプライアンス体制の総括責任者であるCSR（Corporate Social Responsibility）部門担当取締役を任命しており、当該担当取締役の指揮・命令のもと、三和グループの各社の取締役、監査役、執行役員および従業員に浸透を図っております。

また、「やるべきこと」「やってはいけないこと」を具体化した「コンプライアンス行動規範」（2015年4月1日改訂）の発行および「コンプライアンス月間」（毎年11月）の実施を通しコンプライアンス遵守の周知徹底を行っております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報の保存および管理について、文書取扱規定および重要文書・重要契約書管理規定に従い、職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し保存する。取締役および監査役は、文書取扱規定および重要文書・重要契約書管理規定により、これらの文書を常時閲覧できるものとする。文書取扱規定および重要文書・重要契約書管理規定の改訂は、取締役会の承認を得ることとする。

運用状況

当社は、職務執行に係る情報の保存について、法令の定めにより、文書取扱規定および重要文書・重要契約書管理規定に従い、適切に保存しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役は、「リスクマネジメント規定」に定められたリスクマネジメントに関する必要事項に基づいてリスクの把握、共有化を図り、リスクの軽減を行うと共に緊急事態が発生した場合の損失を最小に止め、社会の信頼を損なわないようにする。また、「リスクマネジメント要領」および緊急事態発生時の報告から復旧対策までの手順を規定した「危機管理要領」によって構成される全社的なリスクマネジメント体制を構築する。組織体制としては、代表取締役直轄の下でCSR部門を担当する取締役が議長を務めるグループCSR推進会議を設置し、グループ各社においては代表取締役が指名する各社の社長を委員長とするCSR推進委員会を設置し、所管業務に付随するリスク管理を行うこととする。

監査部は、当社およびグループ各社のリスク管理状況およびリスクマネジメントの運用を監査し、その結果を代表取締役に報告し、CSR部門を担当する取締役の指示のもと、CSR推進部が取締役会の承認を得て改善を行うこととする。

運用状況

当社グループは、リスクマネジメントの目的、体制および手法を定めた「リスクマネジメント規定」および緊急事態発生時の対応に関する手順を定めた「危機管理要領」（2016年2月1日改訂）を整備し、周知・運用しております。

また、グループCSR推進会議を年2回（9月、3月）開催し、グループ各社のCSR活動内容の前事業年度結果と当事業年度予定を審議し、改善を図っております。

なお、グループCSR推進会議の審議内容については、毎事業年度、当社取締役会において確認しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会規則、職務権限規定、稟議規定に基づく意思決定および業務分掌規定に基づいて、取締役への権限委譲および業務の分掌を行うことにより、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとるものとする。また、取締役会の諮問機関であるグループ経営戦略委員会、連結経営計画必達のためのPDCA（Plan Do Check Action）を検証する国内事業PDCA会議等を設置し、PDCA実施状況の報告・確認・指導を行い各取締役の職務執行の効率性を高めることとする。その結果は取締役会に報告し、あるいは重要事項については審議のうえ決議を行うこととする。

運用状況

当社は、取締役会規則等に基づき、取締役会における決議事項等の意思決定のルールを明確化しております。当事業年度においては、取締役会を計12回開催したほか、所定の事項についてはグループ経営戦略委員会を計5回開催し、審議いたしました。また、当社は、機動的に各事業・各機能戦略を実行すること、および執行責任を明確にすることを目的として、執行役員制度を導入しており、効率的な意思決定を図っております。

(5) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社グループの「使命」、「経営理念」、「行動指針」の精神、価値観を具体化した「コンプライアンス行動規範」に基づいて、当社およびグループ各社の役員に対しては「コンプライアンス行動規範&ケースブック」を配布し、法令、社会的倫理等を含めた広義のコンプライアンスを徹底する。コンプライアンス推進体制としては、代表取締役直轄の下でCSR部門を担当する取締役が議長を務めるグループCSR推進会議において施策立案・展開を行い、グループ各社には、CSR推進委員会を設置し、具体的な企業活動におけるコンプライアンスを実行することとする。

監査部は、内部監査として当社およびグループ各社に対して職務の執行の状況および法令遵守に関する監査を実施し、その結果を代表取締役に報告する。

運用状況

コンプライアンス行動規範&ケースブックを配布した他、グループCSR推進会議を年2回（9月、3月）開催、コンプライアンス研修を実施しております。

(6) 当該株式会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社はグループ各社に対し、「使命」、「経営理念」、「行動指針」の内容の徹底を図り、グループにおけるコンプライアンス意識の向上を推進する。
- ② グループ各社を担当する取締役は、グループ各社の取締役の業務の決定および業務執行を監督し、あるいはグループ各社の監査役と連携し各社の問題の有無を把握し、改善を指導する。
- ③ グループ各社を担当する部門が、グループ会社管理規定に基づいて、グループ各社に対し一定の事項についてグループ各社の取締役会付議前に当社の承認を得ることを義務付ける。それにより、グループ各社を担当する部門の審査を経るとともにある一定の基準の事項については、当社取締役会の決議事項として審議し、あるいは報告事項として報告を義務付けることとする。
- ④ グループ各社を担当する部門は、グループ各社の株主総会議事録、取締役会議事録等により、グループ各社の業務の決定および業務執行の状況をチェックする。
- ⑤ リスク管理およびコンプライアンスについては、当社の代表取締役直轄の下に設置されたグループCSR推進会議の下部組織として、グループ各社内にCSR推進委員会を設置し、リスク管理あるいは企業活動におけるコンプライアンスを実行する。
- ⑥ 監査役は、グループ各社の監査が実効的かつ適正に行えるよう、的確な体制整備について代表取締役に要請する。

運用状況

当社は、職務権限規定等に基づき、グループ各社の状況確認に関するルール・基準を整備し、グループ各社の状況をチェックしております。

また、当社取締役会は、毎事業年度、内部統制システムの構築・運用状況について、確認しております。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助する使用人（以下「補助者」）を配置し、この補助者には、企業会計等の知見を有する者をあて、補助者に対する業務の指揮・命令は、監査役の指揮・命令を優先する。

補助者の人事評価・人事異動等は、監査役会の同意を得た上で決定する。

運用状況

当社は、監査役の求めに応じ、監査役と協力関係にある監査部に監査役の職務を補佐する担当者を置いており、担当者は、監査役の指揮命令に従うこととしております。

(8) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役と協議のうえ、監査役に報告すべき事項を定め、代表取締役は次に定める事項を都度、監査役に報告することとする。

- ・グループ経営戦略委員会、国内事業PDCA会議等の重要会議議事録
- ・重要な委員会議事録
- ・その他、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項

上記のほか、監査役は、必要に応じて、当社およびグループ各社の役職員に対しての報告を求めることができる。

運用状況

当社では、取締役会以外の会議についても監査役の出席を可能とし、監査役は役職員に対し必要に応じて報告を求め、また、必要なヒアリングや意見交換を実施し、監査役の監査が実効的に行われることを確保しております。

また、当社は、社内不正・ルール違反など企業倫理に関する通報を受ける内部通報制度を整備しており、この制度に基づく通報があれば全て監査役に報告しております。

(9) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社およびグループ各社は、監査役への報告を行った当社およびグループ各社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社およびグループ各社の役職員に周知徹底する。

運用状況

当社は、前号に記載したとおり、「内部通報制度」を整備しており、報告者が不利益を被らない様に匿名性を確保する等の注意をしております。

(10) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- ① 監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、総務部において職務内容を勘案して、速やかに当該費用または債務を処理する。
- ② 監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

運用状況

当社は、当社の監査役が職務執行について生ずる費用は、総務部において内容を勘案し、速やかに当該費用または債務を処理しています。また、毎期ごと、監査役の職務執行に関する予算を設けています。

(11) 監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制

- ① 監査役会は、代表取締役および会計監査人とそれぞれ定期的に年2回以上、または必要に応じて意見交換会を開催することとする。
- ② 監査役が当社並びにグループ各社の事業および財産の状況を調査する場合、当社およびグループ各社の役職員は、迅速かつ的確に対応するものとする。
- ③ 監査役は、監査部に対し監査役の要望した事項の内部監査を依頼することができるものとし、監査部はその結果を監査役会に報告するものとする。
- ④ 監査役会は、監査の実施にあたり、独自の意見形成をするために、自らの判断で、必要に応じて外部の弁護士、公認会計士、コンサルタント等の専門家を活用することができるものとする。

運用状況

当社の監査役は、当事業年度中、代表取締役と3回、会計監査人と7回の意見交換会を実施いたしました。また、監査役は取締役や使用人に対し必要に応じ報告を求め、必要に応じヒアリングや意見交換を実施し、監査が実効的に行われることを確保しております。監査役は、監査部と定期的な会合を開催しており、監査結果について情報を共有して意見交換を行っており、相互に特定事項について調査等を依頼できる協力関係を築いております。

(12) 財務報告の信頼性確保のための体制

当社およびグループ各社は金融商品取引法および関係法令に基づき、有効な内部統制システムを構築し、これを運用するとともに継続的に評価と改善を行うことで財務報告の適正性および信頼性を確保する。

運用状況

当社は、金融商品取引法に基づく内部統制の有効性の維持・評価の為に内部統制評価の専門部署を設置しています。

同部署は財務計算に関する書類やその他の情報の信頼性と適正性を確保する体制の整備と運用の状況について評価を実施しています。

評価結果等については、会計監査人による監査および取締役会、監査役会による検証を経て、法令所定の手続きにより内部統制報告書として適正に開示しています。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社は、平成26年5月16日開催の当社取締役会において、会社の支配に関する基本方針（以下「基本方針」といいます。）に基づき、従来の当社株式の大量取得行為に関する対応策に所要の修正を加えた対応策（以下「本プラン」といいます。）への更新を決議いたしました。本プランは、平成26年6月26日開催の当社第79期定時株主総会において、承認可決されております。

(1) 基本方針の内容の概要

当社グループは、「安全、安心、快適を提供することにより社会に貢献する」ことを使命と定め、この使命を具現化した商品とサービスをお客様に提供することにより、当社企業価値および株主共同の利益の確保、向上に取り組んでおります。

その上で、当社グループは以下を経営理念として定め、これらを実践することが、当社グループの企業価値の源泉であると考えています。

- ① お客さますべてが満足する商品、サービスを提供する
- ② 世界の各地域で評価されるグローバルな企業グループとなる
- ③ 個人の創造力を結集してチームワークにより企業価値を高める

かかる経営理念のもと、現在、当社グループは、日本における強固な事業基盤を基礎としつつ、米国、欧州、中国（アジア）等の世界主要地域に事業展開しています。かかる各地域でその地域特性を生かした販売、調達、生産、技術開発および新ビジネスの開拓を各々の地域のグループ会社が分担するとともに、当社グループとしてグローバル・シナジーを最大限に発揮することが、お客様が満足する競争力の高い製品、サービスを提供するために必要と考えております。また、当社グループは、「日・米・欧における『動く建材』の不動のトップブランド」を目指した取組みを行っておりますが、ブランドの育成、確立は一朝一夕にできるものではなく、役職員が一丸となって、お客様に対し、安全、安心、快適を中長期的に安定的に提供するとともに、社会の期待と信頼に応えるべく情報公開の拡充や法令遵守、環境保全、社会貢献等による企業の社会的責任の達成等を図ることで、はじめて皆様からの信頼を得られるものと考えております。

これらの取組みによって、当社グループの企業価値および株主共同の利益を持続的かつ長期的に向上させるためには、株主の皆様はもとより、お客様、取引先、従業員、地域関係者等のステークホルダーとの適切な関係を維持、発展させていくことが極めて重要であり、これらのステークホルダーの利益にも十分配慮した経営を行う必要があります。

従って、当社の株券等の大量取得の提案を受けた場合、その大量取得が当社の企業価値および株主共同の利益に及ぼす影響を適切に判断するためには、買収者の大量取得の目的、買収者の提案する事業計画の実現可能性・適法性、当社グループのブランド・人的資源を含む有形無形の経営資源、ステークホルダーに与える影響とそれが企業価値に及ぼす影響、世界中の各地域の有機的結合により実現されるシナジー効果等、当社グループの企業価値を構成する要素が十分に把握される必要があります。

当社は当社株主の在り方について、株主は市場における自由な取引により当社株式を取得した株主に必然的に決まるものと認識しており、会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるか否かの判断も、最終的には、当社株主の総体的意思に委ねられるべきものと考えています。しかし、上記の様々な要素に鑑みて、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上に資さない当社株券等の大量取得を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては適切でないと考えております。

(2) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の上記基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

- ① 企業価値および株主共同の利益の確保、向上の実現に向けた取組みについて
当社では、上記基本方針の実現に資する取組みとして、平成25年5月に策定した長期経営ビジョン「三和グローバルビジョン2020」を実行することにより、当社グループの経営資源を有効に活用し、当社グループの企業価値および株主共同の利益の向上を実現していく考えであります。
- ◎ 長期経営ビジョン「三和グローバルビジョン2020」
当社グループは、長期経営ビジョン「三和2010ビジョン」(2001年～2012年)にて掲げた基本方針に基づき、国内においては、シャッター依存型からドア、フロント、間仕切、ステンレスなどの多品種化を進展させました。また、欧州、アジア各地域への進出により、日本、米国、欧州、アジアの4極に拠点を築き、グローバル化の基礎を構築しました。残された課題としては、アジア事業の拡大、サービス事業のグローバル展開、グローバルシナジーの強化などがあります。以上の成果と課題を踏まえ、「三和2010ビジョン」の基本構想である「企業価値創造のグローバルグループ経営」を継承し、グローバル経営を初期段階から新たな飛躍の段階へと進化させるため、長期経営ビジョン「三和グローバルビジョン2020」を次のとおり策定しました。
- 【三和グローバルビジョン2020】
「動く建材」のグローバル・メジャーとして、世界中のお客様に安全、安心、快適な商品とサービスを提供する。

目指す姿

- 日・米・欧における不動のトップブランド
- サービス分野のビジネスモデル確立
- アジアを中心とした新興国でのシャッター・ドア事業を拡大し、トップブランドに育成する
- グローバル市場におけるグループシナジーの推進

② 企業価値および株主共同の利益の向上の基盤となる仕組み

当社は、当社グループの企業価値および株主共同の利益の向上の基盤として、従来よりコーポレート・ガバナンスおよび企業の社会的責任への取組みの強化を図っております。

1. コーポレート・ガバナンスの強化

当社では、執行役員制度を導入し、取締役会における経営意思決定と執行役員の業務執行を分離することにより、経営の効率化と取締役が執行役員の業務執行を監督する機能について強化を図ってまいりました。また、経営の客観性、公正性を高めるため、社外取締役1名、社外監査役2名をそれぞれ選任しており、いずれの社外取締役、社外監査役も独立役員として指定しております。

当社は、今後も、コーポレート・ガバナンスの強化に注力し、効率性かつ透明性の高い企業経営を実現することで企業価値および株主共同の利益の向上に努めてまいります。

2. 企業の社会的責任

当社グループが、持続的な発展を続けるためには、世界各国、地域社会に対し積極的に貢献し、企業の社会的責任（CSR：Corporate Social Responsibility）を果たすことにより、社会からの信頼を高めていくことが必要不可欠であります。当社グループは、引き続き法令遵守、環境保全、社会貢献等のための活動を推進していきます。

(3) 本プラン（上記基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）の内容の概要

本プランは、上記基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みであり、当社の企業価値、株主共同の利益を確保し、または向上させることを目的とするものです。

本プランは、当社株券等に対する買付等（①当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付その他の取得、または②当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け等）を行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）が従うべき手続等について定めております。

具体的には、買付者等には、買付等に先立ち、意向表明書および買付情報等を記載した買付説明書等を当社に提出していただきます。これを受け、独立委員会において、独立した専門家の助言を得ながら、買付者等から提出された情報や当社取締役会から提出された代替案（もしあれば）等の検討、買付者等と当社取締役会から提出された事業計画等に関する情報収集・検討、買付者等との協議・交渉等を行うとともに、当社においては、適時に情報開示を行います。

独立委員会は、本プランに定める手続を遵守しない買付等や当社の企業価値および株主共同の利益の確保、向上に対する明白な侵害をもたらす虞のある買付等であって、かつ、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合等には、取締役会に対し、新株予約権の無償割当てを実施すべき旨を勧告します。この新株予約権には、買付者等による権利行使は原則として認められない旨の行使条件および原則として当該買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項等が付されております。

当社取締役会は、独立委員会の勧告等を最大限尊重して新株予約権の無償割当ての実施または不実施に関する会社法上の機関として決議を行うものとし、また、株主意思確認総会が開催された場合には、これに従うものとし、買付者等は、本プランに従い当社取締役会が新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を行うまでの間、買付等を行ってはならないものとし、

本プランの有効期間は、平成29年3月期に係る定時株主総会の終結の時までとなります。但し、有効期間満了前であっても、(i)当社株主総会において本プランに係る新株予約権の無償割当てに関する事項についての取締役会への委任を撤回する旨の決議がなされた場合、または(ii)取締役会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合は、その時点をもって本プランは廃止されるものとし、

(4) 基本方針の実現に資する特別な取組みおよび本プランに対する取締役会の判断およびその理由

当社取締役会は、上記(2)に記載の長期経営ビジョン「三和グローバルビジョン2020」を実行していくことが、当社の企業価値および株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものであることから、基本方針に沿うものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでもないと判断しております。

また、当社取締役会は、本プランについても、第79期定時株主総会において株主の皆様の承認を得ていること、その有効期間が3年間であり、さらに、本プランの有効期間満了前であっても、当社株主総会または取締役会の決議によりいつでも廃止できるとされていること、当社経営陣から独立した者によって構成される独立委員会が設置されており、本プランにおける対抗措置の発動に際しては独立委員会による勧告を経ることが必要とされていること、本プランの内容として合理的な客観的要件が設定されていること、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を全て充足していることなどから、基本方針に沿うものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでもないと判断しております。

(注) 本事業報告中の記載金額、数値、持株数および比率は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	188,575	流動負債	105,047
現金及び預金	26,141	支払手形及び買掛金	46,075
受取手形及び売掛金	77,366	1年内償還予定の社債	2,000
電子記録債権	4,390	短期借入金	7,667
有価証券	23,165	1年内返済予定の長期借入金	6,680
商品及び製品	9,832	未払金	10,673
仕掛品	19,697	未払消費税等	3,314
原材料	18,802	未払法人税等	5,351
繰延税金資産	3,762	賞与引当金	4,437
その他の貸倒引当金	6,669	繰延税金負債	2
	△1,253	その他の負債	18,842
固定資産	121,693	固定負債	74,887
(有形固定資産)	(54,053)	社債	25,050
建物	17,364	長期借入金	29,400
構築物	1,083	役員退職慰労引当金	275
機械装置	12,230	退職給付に係る負債	13,416
車両運搬具	575	繰延税金負債	4,815
工具・器具・備品	2,937	その他の負債	1,930
土地	18,120	負債合計	179,934
建設仮勘定	1,739	純資産の部	
(無形固定資産)	(26,220)	株主資本	117,478
のれん	8,754	資本金	38,413
商標	5,384	資本剰余金	39,902
ソフトウェア	7,757	利益剰余金	47,028
ソフトウェア仮勘定	415	自己株式	△7,866
その他の負債	3,908	その他の包括利益累計額	11,911
(投資その他の資産)	(41,420)	その他有価証券評価差額金	1,231
投資有価証券	21,314	為替換算調整勘定	13,649
関係会社株式・出資金	9,438	退職給付に係る調整累計額	△2,968
長期貸付金	1,116	新株予約権	266
退職給付に係る資産	4,659	非支配株主持分	678
繰延税金資産	2,218		
その他の貸倒引当金	3,037		
	△365	純資産合計	130,334
資産合計	310,269	負債純資産合計	310,269

連結損益計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売上	高価		365,615
売上原価	利益		260,078
販売費及び一般管理費	利益		105,537
営業外収益	利益		78,666
受取利息	息	231	
受取配当	金	255	
有価証券売却益	益	0	
その他	他	511	998
営業外費用	費用		
支払利息	息	719	
持分法による投資損失	損失	176	
その他	他	811	1,707
経常利益	利益		26,161
特別利益	利益		
固定資産売却益	益	22	
投資有価証券売却益	益	1	24
特別損失	損失		
固定資産処分損失	損失	73	
固定資産売却損失	損失	0	
減損損失	損失	1,880	
投資有価証券評価損	損失	76	
子会社事業再構築費用	費用	252	
関係会社整理	損失	119	
その他	他	43	2,445
税金等調整前当期純利益	利益		23,740
法人税、住民税及び事業税	税	7,893	
法人税等調整額	調整額	1,159	9,052
当期純利益	利益		14,687
非支配株主に帰属する当期純利益	利益		60
親会社株主に帰属する当期純利益	利益		14,627

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

計算書類

貸借対照表 (平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 部		負 債 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	42,496	流 動 負 債	44,963
現 金 及 び 預 金	16,109	1 年 内 償 還 予 定 の 社 債	2,000
有 価 証 券	23,165	短 期 借 入 金	3,040
短 期 貸 付 金	901	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	6,680
繰 延 税 金 資 産	107	未 払 金	400
そ の 他 金	2,253	未 払 消 費 税 等	51
貸 倒 引 当 金	△40	未 払 法 人 税 等	109
固 定 資 産	182,732	関 係 会 社 預 り 金	32,544
(有 形 固 定 資 産)	(18,749)	そ の 他	137
建 構 物	6,068	固 定 負 債	44,141
構 築 費	391	社 長 期 借 入 金	25,050
車 両 運 搬 具	9	そ の 他	18,200
工 具 ・ 器 具 ・ 備 品	96		891
土 地	12,184	負 債 合 計	89,104
建 設 仮 勘 定	0	純 資 産 部	
(無 形 固 定 資 産)	(4)	株 主 資 本	134,595
ソ フ ト ウ エ ア	4	資 本 金	38,413
そ の 他	0	資 本 剰 余 金	39,902
(投 資 そ の 他 の 資 産)	(163,978)	資 本 準 備 金	39,902
投 資 有 価 証 券	21,153	利 益 剰 余 金	64,145
関 係 会 社 株 式 ・ 出 資 金	137,684	利 益 準 備 金	3,919
長 期 貸 付 金	1,182	そ の 他 利 益 剰 余 金	60,225
繰 延 税 金 資 産	4,005	配 当 平 均 積 立 金	140
そ の 他 金	674	技 術 開 発 積 立 金	70
貸 倒 引 当 金	△722	別 途 積 立 金	55,580
		繰 越 利 益 剰 余 金	4,435
		自 己 株 式	△7,866
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	1,263
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,263
		新 株 予 約 権	266
資 産 合 計	225,229	純 資 産 合 計	136,125
		負 債 純 資 産 合 計	225,229

損益計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
営	業 収 益		15,663
営	業 費 用		3,254
営	業 利 益		12,408
営	業 外 収 益		
	受 取 利 息 及 び 配 当 金	414	
	有 価 証 券 売 却 益	0	
	そ の 他	109	523
営	業 外 費 用		
	支 払 利 息	220	
	社 債 利 息	263	
	そ の 他	26	510
経	常 利 益		12,421
特	別 利 益		
	固 定 資 産 売 却 益	0	
	投 資 有 価 証 券 売 却 益	1	1
特	別 損 失		
	固 定 資 産 処 分 損	0	
	減 損 損 失	1,880	
	投 資 有 価 証 券 評 価 損	76	
	関 係 会 社 株 式 ・ 出 資 金 評 価 損	770	
	関 係 会 社 整 理 損	125	2,853
	税 引 前 当 期 純 利 益		9,570
	法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	40	
	法 人 税 等 調 整 額	293	333
	当 期 純 利 益		9,236

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月10日

三和ホールディングス株式会社
取締役会 御中

協 立 監 査 法 人

代 表 社 員 公 認 会 計 士 南 部 敏 幸 ㊞
業 務 執 行 社 員

業 務 執 行 社 員 公 認 会 計 士 田 中 伴 一 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三和ホールディングス株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三和ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月10日

三和ホールディングス株式会社
取締役会 御中

協 立 監 査 法 人

代表社員 公認会計士 南部 敏 幸 ㊞
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 田 中 伴 一 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三和ホールディングス株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第81期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第81期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人協立監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人協立監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月13日

三和ホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 在 間 貞 行 ㊟

常勤社外監査役 米 澤 常 克 ㊟

監 査 役 足 田 守 ㊟

(注) 社外監査役田辺克彦は、平成28年5月13日開催の監査役会を欠席いたしましたので、本監査報告書に署名押印をいたしておりません。なお、同監査役からは事前に監査報告書を受領しており、その監査の方法およびその内容と結果は、上記記載と同一の趣旨であります。

以 上

三和ホールディングス株式会社 が創立60周年を迎えました



創業当時の初荷風景



東京移転時の本社

三和ホールディングス株式会社は、本年4月10日をもちまして創立60周年を迎えました。これもひとえに、株主の皆様をはじめ、関係者各位のご支援の賜物と心から感謝申し上げます。これからもグローバル・メジャーへの飛躍に向けて、グループ全員が連携を強化して取組んでまいります。



三和の防水商品「ウォーターガード 防水シャッター」が採用されました



防水シャッター 施工写真
(コレド日本橋/日本橋一丁目三井ビルディング)



防水シャッター 施工写真
(三井住友銀行本店ビルディング)

三和シャッター工業株式会社は、2014年10月より、水害時に建物内部への浸水を防ぐ防水商品として防水シャッターをはじめ、色々な用途に合わせた防水商品を発売してきました。この度、「ウォーターガード 防水シャッター」を商業施設「コレド日本橋/日本橋一丁目三井ビルディング」および「三井住友銀行本店ビルディング」とそれぞれ地下鉄を結ぶ連絡通路に地下鉄からの防水対策を目的に事業主である三井不動産株式会社に採用いただき、2016年3月に施工しました。三井不動産が自社開発物件において積極的に取組む、防災・BCP（事業継続計画）に向けた浸水対策の一環として採用いただいています。今後も防災・減災への取組みを強化し、皆様に安全、安心、快適な商品を提供することにより社会に貢献してまいります。

- 事業年度 毎年4月1日から翌年3月31日
定時株主総会 毎年6月
株主確定日 定時株主総会議決権行使株主 3月31日
期末配当金受領株主 3月31日
中間配当金受領株主 9月30日
その他必要あるときは、あらかじめ公告して定めた日
- 単元株式数 100株
株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社
特別口座の口座管理機関
同連絡先 〒137-8081
東京都江東区東砂七丁目10番11号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
TEL 0120-232-711 (通話料無料)
- 上場証券取引所 株式会社東京証券取引所
(証券コード5929)
- 公告方法 電子公告により行う
公告掲載URL <http://www.sanwa-hldgs.co.jp/>
(ただし、電子公告によることが出来ない事故、その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に公告いたします。)

当社ホームページ



<http://www.sanwa-hldgs.co.jp/>

三和ホールディングス株式会社

〒163-0478
東京都新宿区西新宿二丁目1番1号
(新宿三井ビル52階)
TEL (03) 3346-3019 (代表)

【ご注意】

- (1) 株主様のご住所・お名前の変更、単元未満株式の買取・買増請求、配当金の振込指定その他各種お手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることとなっております。口座を開設されている証券会社等にお問合せください。郵送物等の発送と返戻、支払期間経過後の配当金に関するご照会および株式事務に関する一般的なお問合せは、株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行）で承ります。
- (2) 特別口座に記録された株式に関する各種お手続きにつきましては、三菱UFJ信託銀行が口座管理機関となっておりますので、上記特別口座の口座管理機関（三菱UFJ信託銀行）にお問合せください。
なお、三菱UFJ信託銀行全国各支店にでもお取次ぎいたします。
- (3) 未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行本支店でお支払いいたします。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

環境に配慮したFSC®認証紙と植物油インキを使用しています。